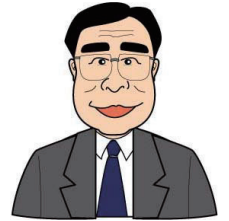


今月のテーマ 「10年経過後の未分割遺産」

1. Q 通常、相続人が複数いる場合、相続財産は共有となり、遺産分割協議等により遺産分割が行われますね。しかし、遺産未分割のまま長期間が経過すると、遺産の管理・処理が困難になり困っている人もおられると思いますが。

A そうですね。長期間未分割だと2次相続が発生したり、または生前贈与等に関する証明書などが分からなくなり、具体的相続分の算定が困難になり遺産分割に支障をきたす恐れがあることから、具体的相続分による分割の期間制限の見直しが行われました。



2. Q 現在は、遺産分割の期間の制限はなく、被相続人から生前贈与を受けた特別受益や、被相続人に対し看護療養等を行った寄与分のある相続人がいる場合には、法定相続分又は、指定相続分を基に修正して具体的相続分を算出する仕組みになっていますが？

A 令和3年4月の民法改正で遺産分割の規定が見直され、相続開始時から10年経過後の遺産分割については、原則として相続人の特別利益や寄与分を考慮せず、法定相続分又は指定相続分によることになりました。

3. Q つまり、改正後は、相続開始時から10年経過後の遺産分割について、原則として具体的相続分を適用しないことになる訳ですね。

A ただし、相続開始時から10年経過前に相続人が家庭裁判所に遺産分割を請求した時は、例外として引き続き、具体的相続分により遺産分割されます。また、相続人全員の合意がある場合は、10年経過後も具体的相続分による遺産分割が可能です。

また、同改正は、令和5年3月31日以前に発生した相続も対象になります。この場合、具体的相続分による分割は、「相続開始時から10年経過時又は施行時から5年経過時のいずれか遅い時まで」とされ、施行時に既に相続開始時から10年が経過しているケースであっても、施行時から5年の猶予期間が設けられています。

FMサガ、NBCラジオ佐賀「野中税理士の税務相談コーナー」放送中!

4月放送は 4月11日、25日(FMサガ) 【第2、4火曜】午後4時30分～

4月 6日、20日(NBCラジオ佐賀) 【第1、3木曜】午後2時10分～

今日の一句

3月は卒業式シーズンです。新しい道へ進む青春です。そこで一句!!

「ブーケ捨て 春花盛り 卒業す」 (グスティン・ホフマンとキャサリン・ロス)

♪ 青春時代 森田公一とトップギャラン

今日の一言

「日本野球魂をもってアメリカへ行きます。」 (栗山英樹 WBC 監督)

野球発祥地のアメリカに行って優勝したい。

九星占い (4月)

《一白水星》

忙しい月となりそうです。対人関係が良好です。いろんな方の力を借りて物事も順調に進むでしょう。

《二黒土星》

家族サービスが運気UPの鍵です。物事がうまく進まなくても、焦らずじっくり進める事が大切です。

《三碧木星》

うっかりに注意! 時間に遅れたり、約束をすっぽかさないように気をつけて下さい。スケジュール管理を!

《四緑木星》

運気は上々です。将来を見据えて行動する時です。計画を立て、コツコツと堅実に進めましょう。

《五黄土星》

滞りが多くなり物事がうまく進まないように感じる時です。地に足をつけ、何がいけないのか検証しましょう。

《六白金星》

蓄財運良好です。投資や貯蓄を始めるにはいい時です。対人運も良いのでいい出会いがあるでしょう。

《七赤金星》

見切り発車に注意! 迷いも生じやすい時です。迷ったら原点に戻りシンプルに考える。と答えを見つけやすいでしょう!

《八白土星》

飛躍の月です。仕事面は順調で忙しくなりそうです。睡眠不足、過労に注意。体を動かしリフレッシュを!

《九紫火星》

周りとの和を心がけましょう。笑顔を忘れずに、柔らかな対応が運気を呼びます。心に余裕を持つことが大切です。